

議員案第3号

矢板市議会会議規則の一部改正について

矢板市議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のように定める。

令和4年3月17日

提出者	矢板市議会議員	佐 貫 薫
賛成者	〃	神 谷 靖
〃	〃	中 里 理 香
〃	〃	高 瀬 由 子
〃	〃	宮 本 妙 子
〃	〃	中 村 久 信

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その発言があつた会議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中 _____ に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。